

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	豊郷町	国調人口 (H17. 10. 1現在)	7,418
構成団体名		職員数 (H19. 4. 1現在)	78

注 1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記載すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.422	標準財政規模（百万円）	1,993
実質公債費比率（％）	11.5 (19年度)	地方債現在高（百万円）	8,402
経常収支比率（％）	97.3 (18年度)	うち普通会計債現在高（百万円）	3,527
実質収支比率（％）	6.2 (18年度)	うち公営企業債現在高（百万円）	4,875
		積立金現在高（百万円）	2,116

注 平成17年度（又は平成18年度）の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを採用するものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数 1. 0 以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 ☐ 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 ☒ 該当なし

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で要旨を記載すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	豊郷町財政健全化計画
計 画 期 間	平成19年度から平成23年度
既 存 計 画 と の 関 係	豊郷町集中改革プラン（平成17年度から平成21年度）
公 表 の 方 法 等	町広報等により行う・議会について全員協議会にて説明
基 本 方 針	厳しい財政事情を再認識し、繰上償還可能かつ単年度の償還額が大きい地方債の繰上償還を行う 今年度を実施する機構改革を受け、事務事業の徹底した見直しを行い、事業の取捨選択を果敢に行う 各種町単独補助事業をゼロベースで徹底的に見直す 長期悪質滞納者への徴収を強化し、町税徴収率向上を図る

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利５％以上６％未満	年利６％以上７％未満	年利７％以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	—	—	30	30
	補償金免除額	—	—	2	2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	—	—	11	11
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	—	—	—	—

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成１９年度末における年利５％以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満 （平成20年度末残高）	年利７％以上 （平成19年度末残高）	合 計
普通 会計 債	公営住宅建設事業	120,074	115,881	30,149	266,104
小 計 (A)		120,074	115,881	30,149	266,104
出一般 債等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A) + (B)		120,074	115,881	30,149	266,104

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満 （平成21年度末残高）	年利７％以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
普通 会計 債	公営住宅建設事業	—	—	11,274	11,274
小 計 (A)				11,274	11,274
出一般 債等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A) + (B)				11,274	11,274

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成20年度9月期残高）	年利６％以上７％未満 （平成20年度9月期残高）	年利７％以上 （平成19年度末残高）	合 計
普通 会計 債					
小 計 (A)					
出一般 債等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A) + (B)					

- 注 1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅱ 財政状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	本町は面積が7.82km²と県内でも最も狭く、大規模な工場等が少なく 税収のうち、法人町民税が72百万円と税収全体でも10%にも満たない。 最も大きな税目は固定資産税で全体の56.6%を占めている。 平成17年度国勢調査における就業人口は、第一次産業3.6%、第二次 産業38.0%、第三次産業58.0%となっている。 本町は、同和対策特別措置法および地域改善対策特別措置法を受け、 同和対策事業を町の課題として取り組んできた。住環境改善は成果がみ られたが、依然として低所得者層が多い。 面積が最も狭いため、人口密度が953人（平成17年度国勢調査人口） と行政効率が高いと言える。
財 政 運 営 課 題	課 題 ① 低所得者層が多い上、納税に対する意識が高いとは言えない現状もあり、徴収率は平成18年度決算において、現年度分93.6%、滞納分を含めると79.9%と全国的に見て著しく低い。
	課 題 ② 下水道事業の繰出金が大きく（平成18年度 130百万円）、短期間で下水道が普及したため、水洗化率が低い（人口比75.1%）。
	課 題 ③ 近年の社会基盤整備に伴う地方債の発行および臨時財政対策債の発行により地方債残高が累増し、公債費の償還のピークを迎えている。
	課 題 ④ 国民健康保険会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計の3会計の繰出金が216百万円となっており、今後後期高齢者医療制度に移行することから給付費が増加する恐れがある。
	課 題 ⑤ 財政基盤が弱い町であり、普通交付税の削減に大きく影響を受けるため、平成18年度は経常収支比率が97.3%となった。
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記載する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
地方税	765	755	765	814	788	857	861	865	869	873
地方譲与税	110	117	142	151	181	108	108	108	108	108
地方特例交付金	20	19	17	19	14	4	4	4	4	4
地方交付税	1,471	1,375	1,370	1,360	1,327	1,352	1,318	1,297	1,276	1,256
小計（一般財源計）	2,366	2,266	2,294	2,344	2,310	2,321	2,291	2,274	2,257	2,241
分担金・負担金	28	28	21	19	19	16	15	15	15	15
使用料・手数料	38	43	55	65	69	65	65	65	65	65
国庫支出金	221	712	438	313	190	140	231	120	121	121
うち普通建設事業に係るもの	82	474	235	161	67	15	110			
都道府県支出金	255	212	186	162	166	184	160	148	137	129
うち普通建設事業に係るもの	56	19	19	8	14	4	4	4	4	4
財産収入	23	10	15	11	22	6	6	6	6	6
寄附金	2	1	12	1						
繰入金	1,294	62	268	81	8	228	63	8	8	8
繰越金	197	1,126	309	161	201	129	130	175	177	117
諸収入	123	128	166	107	90	85	83	81	79	77
うち特別会計からの貸付金返済額										
うち公社・三ツからの貸付金返済額										
地方債	300	947	459	261	169	130	240	90	0	0
特別区財政調整交付金										
歳 入 合 計	4,847	5,535	4,223	3,525	3,244	3,304	3,284	2,982	2,865	2,779
人件費 a	773	753	767	748	781	750	741	742	730	713
うち職員給	504	493	506	496	498	478	468	464	454	444
物件費 b	514	483	505	465	478	471	469	467	467	467
維持補修費 c	14	14	14	17	14	15	15	16	16	16
a + b + c = d	1,301	1,250	1,286	1,230	1,273	1,236	1,225	1,225	1,213	1,196
扶助費	196	292	296	295	285	300	305	310	315	320
補助費等	387	433	407	401	377	375	373	371	371	371
うち公営企業(法適)に対するもの										
普通建設事業費	1,192	2,391	1,229	439	245	103	345	78	74	70
うち補助事業費	171	1,170	535	328	116	15	265			
うち単独事業費	1,021	1,221	694	111	129	88	80	78	74	70
災害復旧事業費										
失業対策事業費										
公債費	319	327	430	378	399	639	342	315	313	295
うち元金償還分	219	235	334	289	315	562	280	259	264	253
積立金	10	116	34	125	143	107	100	80	38	26
貸付金	4	2	2	1	3	3	3	3	3	3
うち特別会計への貸付金										
うち公社、三ツへの貸付金										
繰出金	311	414	377	455	388	410	415	422	420	418
うち公営企業(法非適)に対するもの	133	225	182	199	172	193	195	200	196	191
その他	1	1	1	0	2	1	1	1	1	1
歳 出 合 計	3,721	5,226	4,062	3,324	3,115	3,174	3,109	2,805	2,748	2,700

【財政指標等】

(単位：百万円)

区 分	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
形式収支	1,126	309	161	201	129	130	175	177	117	79
実質収支	75	199	123	179	124	130	175	177	117	79
標準財政規模	2,060	1,911	1,963	2,014	1,993	2,042	1,991	1,959	1,928	1,908
財政力指数	0.375	0.386	0.396	0.408	0.422	0.436	0.439	0.441	0.446	0.448
実質赤字比率 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常収支比率 (%)	84.1	85.6	94.4	89.6	97.3	91.2	89.5	87.8	86.4	85.0
実質公債費比率 (%)	—	—	—	9.9	11.5	13.2	11.8	11.1	10.5	10.1
地方債現在高	2,863	3,576	3,700	3,673	3,527	3,095	3,055	2,886	2,622	2,369
積立金現在高	2,068	2,141	1,924	1,973	2,115	2,002	2,046	2,126	2,164	2,190
財政調整基金	491	602	631	744	872	952	1,041	1,088	1,098	1,098
減債基金	488	482	393	403	413	220	220	250	275	298
その他特定目的基金	1,089	1,057	900	826	830	830	785	788	791	794

Ⅳ 行政改革に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容	滋賀県の合併構想においては、彦根市および犬上郡（豊郷町・甲良町・多賀町）が含まれているが、合併協議は行われていない。今後の情勢如何では合併協議が進展する可能性もわずかではあるが残っている。
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	平成17年度に策定した集中改革プランにおいて、平成22年度の職員数の目的値は総職員数78人だったが、平成19年4月1日現在において既に78人の目標を達成している。 今後は、機構改革および退職者不補充等により現在の水準以下を維持する。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	平成18年4月1日現在の総職員数は84人であったが、平成19年4月1日現在で78人となっていることからこの水準を維持すべく退職者数を上回らないよう職員を補充していく。 (削減率▲7.1%)
○ 給与のあり方	国公準拠を基本に、抑制を図る。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	地域手当については、支給地域ではないため、条例上も支給する要件を整備していない。
◇ 技能労務職員の給与のあり方	国公準拠を基本に、抑制を図る。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	本町においては実施していない。
◇ 福利厚生事業のあり方	最低限の基準を維持し、実施していく。 現在町互助会への負担金は一人6,000円のため、この基準を維持する。
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用等	一部の公共施設は既に指定管理者制度を導入しているが、既存施設の運営上、指定管理者制度を導入することにより経費が削減できるかの検討を行い、移行可能な施設は指定管理者制度を活用する。
○ 物件費の削減	現在組織再編の機構改革を検討している。平成20年度の機構改革の実施とともに、事務事業の再編を行い、不要不急の事業を廃止または縮減する。 また、平成20年度にて電算経費も契約内容を見直し、経費削減に努める。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用	指定管理者を導入可能な施設について、検討し、導入可能なものについては順次導入していく。

Ⅳ 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	課題①にもあるように徴収率が低いため、本庁に滞納推進本部を設置し、管理職員が班編制を行い、高額悪質滞納者に対して戸別の訪問を行ってきているが、今後はより厳格に法的措置を視野にいれて強力に推進していく。 また、課題⑤にもあるように経常一般財源の減少が直接経常収支比率に直接影響することからも徴収を強力に推し進める。
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	財政状況の公表については、現在も一定行っているが、国の公会計制度改革に歩調を合わせ、財務諸表を整備し公開していく。
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開	財政状況の公表については、現在も一定行っているが、国の公会計制度改革に歩調を合わせ、財務諸表を整備し公開していく。
◇ 給与及び定員管理の状況の公表	既にホームページにおいて公表しているが、今後も実施していく。
◇ 財政情報の開示	現在は広報およびホームページにおいて当初予算および決算の状況を公表しているが、今後はバランスシート等財務諸表を整備し公開していく。
○ 公会計の整備	発生主義会計への転換については、システムの改修等が必要となるため、実施については慎重に検討を行う。
○ 行政評価の導入	事務事業の洗い出しを行い、導入に向けて検討していく。
7 その他	課題②における下水道普及率の向上については、接続補助等安易な方法に頼らず、広報等で呼びかけを行う。 課題③の公債費の増加については、銀行等引受債の繰上償還を今年度を実施する。また、今後も随時実施していく。 課題④について、社会保障費の削減は非常に難しいが、予防施策の充実を図る。

注 1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

1 主な課題と取組及び目標

注 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位：人、百万円)

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

3 改善額については、原則として、計画期間中(又は計画前5年間)の当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後の計画期間中(又は計画前5年間)も継続するものとして、各年度の改善額を計上すること。

5 「計画前5年間改善額 合計」欄及び「改善額 合計」欄については、人件費(退職手当を除く。)その他改善額を記入することが可能なものの合計を記入すること。

7 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。

8 必要に応じて行を追加して記入すること。